

平成28年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 平成28年6月22日(水)
午後3時～
場 所 遊佐町防災センター
2階会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

- (1) 今後の小学校入学予定者数について
- (2) 学力向上対策について
- (3) スーパー食育スクール事業の実施結果について
- (4) 遊佐町教育振興基本計画の改定について
- (5) 遊佐町生涯学習推進計画の改定及び遊佐町スポーツ推進計画の策定について
- (6) 文化財事業計画について
- (7) 山形県立遊佐高校支援事業の経過について
- (8) 遊佐町教育委員会事務点検・評価報告書の素案について (別紙)
- (9) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
渡邊 宗谷	教育委員会 委員長
石川 茂稔	教育委員会 第一職務代理者
高橋 栄子	教育委員会 第二職務代理者
石山 幸子	教育委員会 委員
那須 栄一	教育委員会 教育長

説明調整員

池田 与四也	総務課長
堀 修	企画課長

欠

事務局

高橋 務	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼総務学事係長
菅原 三恵子	教育課長補佐兼社会教育係長
菅原 善子	教育課長補佐兼文化係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

欠

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

小学校入学予定者数の推移

平成28年4月18日現在

年度 学校別	現3年生		現2年生		現1年生		30年度		31年度		32年度		33年度		34年度													
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計										
藤岡小学校	6	4	10	0	7	7	5	5	10	12	7	19	2	7	9	3	6	9	5	8	13	3	3	6	3	3	6	H19.4.2-20.4.1生 H20.4.2-21.4.1生 H21.4.2-22.4.1生 H22.4.2-23.4.1生 H23.4.2-24.4.1生 H24.4.2-25.4.1生 H25.4.2-26.4.1生 H26.4.2-27.4.1生 H27.4.2-28.4.1生
遊佐小学校	10	14	24	14	14	28	17	18	35	16	17	33	13	11	24	15	10	25	19	8	27	15	9	24	12	14	26	
藤崎小学校	16	7	23	10	13	23	7	11	18	11	9	20	8	11	19	8	7	15	8	10	18	8	8	16	4	6	10	
高瀬小学校	2	5	7	8	9	17	3	9	12	10	6	16	12	5	17	5	7	12	3	5	8	4	3	7	11	7	18	
吹浦小学校	2	5	7	9	6	15	5	9	14	6	11	17	5	6	11	3	11	14	4	3	7	2	7	9	4	7	11	
計	36	35	71	41	49	90	37	52	89	55	50	105	40	40	80	34	41	75	39	34	73	32	30	62	34	41	75	

10人未満の学年

小学校 学級編制の区分

同学年の児童で編制する学級	1学級の児童生徒数
1年生	35名
2～6年生	40名
二の学年の児童で編制する学級	16名
(第1学年の児童を含む学級)	(8名)

山形県「さんさんプラン」33名

16名以下で複式学級

※第1学年を含む場合は、8名以下で複式学級

平成28年度 学力向上に関連する取組みについて

遊佐町教育委員会教育課 学校指導係

<p>主に教職員の資質能力や指導力の向上に関すること</p>	<p>○経営訪問や指導主事訪問（授業研究会）による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所計画訪問：高瀬小学校 ・町教育委員会計画訪問：藤崎小学校 ・経営訪問：各校年2回 ・要請訪問：各校2～数回程度（計16回予定） ・指導の視点 <ul style="list-style-type: none"> ①課題のつかみ（つけたい力を明確にし、意欲・目的意識が持てる） ②協働的な学び合い（学び合いの目的を明確にし、多様な考えを活かす） ③学びのまとめ・活用・ふり返り（実感を伴うまとめができ、次の学習に活かせるふり返り） <p>○外部講師を招いての教職員全体研修会（5月27日 講師：齋藤春香氏）</p> <p>○教育委員会委嘱公開研究発表会（11月9日 遊佐中学校）</p> <p>○教職員による県外学校の視察・交流【にかほ市】 （11月10日にかほ中学校、11月18日上郷小学校、金浦小学校）</p> <p>○外国語活動担当者研修会（6月9日 講師：インタラック中口達也氏）</p> <p>○ICT活用研修会（9月6日 情報セキュリティ担当者会）</p> <p>○特別支援教育コーディネーター研修会（11月24日 講師：特別支援教育アドバイザー、1月12日 講師：特別支援巡回相談員）</p> <p>○特別支援教育支援員研修会（7月7日 講師：特別支援教育アドバイザー）</p> <p>○町校長会主催の小学校担任者研修会、五者合同研修会</p> <p>○各校での校内授業研究会（各校4～8回程度）</p> <p>○各校での校内研修会（各校2～5回程度）</p>
<p>主に児童生徒の実態把握に関すること</p>	<p>○NRT学力検査（小2～中3）・知能検査（小3・小5・中1）の実施</p> <p>○町内全小中学校におけるQ-Uの実施と活用</p> <p>○町学力向上調査研究委員会による学力の分析、各校の対策、実態調査</p> <p>○全国学力・学習状況調査の分析、課題の把握</p> <p>○教育活動や学校研究、各種データの共有を目指した「ゆぎの教育」の発行</p>
<p>主に人的な配置に関すること</p>	<p>○（県事業）教育マイスター【OJT型】の配置（2名）</p> <p>○ALTの配置（小学校5校1名、中学校1校1名、計2名）</p> <p>○特別支援教育支援員の配置（小学校5校8名、中学校1校2名、計10名）</p> <p>○特別支援教育アドバイザーの配置（2名）</p>

子どもたちに夢を そして世界へ（第8次遊佐町振興計画案から）

人・自然・文化が響き合う「学びの里」遊佐の構築

「遊佐町教育の目標」・「目指す人間像」の改定
並びに
「第2次遊佐町教育振興基本計画」策定に向けて
【案】 H28.6.22 総合教育会議提出

I 計画策定の背景

現行の遊佐町教育の目標「心豊かなたくましい町民の育成」は、昭和62年に策定され30年目を迎えました。翌年昭和63年に、「遊佐町教育の期待する人間像」が策定されて今日に至っています。

平成23年度に「遊佐町教育振興基本計画」を策定し、教育の方向性と具体的な施策を示して町の教育を推進してきました。

この間に、社会教育の推進を担ってきた地区公民館の運営が、地区まちづくりセンターを拠点とする「まちづくり協議会」に移行しました。学校教育においては、少子化の急激な進行に伴い、新たな「遊佐町立学校適正整備審議会」の答申に基づいて平成26年に2校の統合がなされ藤崎小学校が開校しました。さらに、将来的には町1小学校への統合の方向性が出されています。

少子化、高齢化、産業構造・雇用環境の多様化、国際化の進展、情報化等、刻々と変化する時代を見据えて今後10年間の町のあり方を方向づける、「遊佐町第8次新総合発展計画（振興計画）」に符合した、人材育成、ひいてはまちづくりに資する教育の目標と教育の振興計画（教育振興ビジョン）が今求められています。

1 国（文部行政）の動向

(1) 教育基本法【平成18年12月】

§17 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画を定めるように努めなけれ

ばならない。

(2) 第2期教育振興基本計画【平成25年6月14日】

※第1期計画：平成20年7月1日

《我が国を取り巻く危機的状況》

○少子化、高齢化の進展

- ・生産人口の減少、経済規模の減少等 → 社会全体の活力の低下

○グローバル化の進展

- ・「知識基盤社会」の到来、国際競争の激化等
→ 我が国の国際的な存在感の低下

○雇用環境の変容

- ・終身雇用、年功序列等の変容、企業内教育による人材育成機能の低下等
→ 失業率、非正規雇用の増加：終身雇用

○地域社会、家族の変容

- ・価値観やライフスタイルの多様化、地域社会のつながりや支え合いの低下等
→ 個々人の孤立傾向、規範意識の低下

○格差の再生産、固定化

- ・経済格差、教育格差、教育格差の再生産（同一世代内、世代間）
→ 一人一人の意欲の減退、社会の不安定化

○地球規模の課題への対応

- ・環境問題、食料問題、エネルギー問題、民族・宗教紛争等
→ 持続可能な社会の構築への取り組みが必要課題に

《各論の概要》 4つのビジョン（基本的方向性）

8つのミッション（成果目標）

30のアクション（◇基本施策）

1 社会を生き抜く力の養成

(1) 生きる力の確実な育成（幼・小・中・高）

◇生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」等を育成

- ・国際的な学力調査でトップレベルに
- ・いじめ、不登校、高校中退者の状況改善

(2) 課題探究能力の修得（大学～）

◇どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導き出すことのできる力の養成

- ・学生の主体的学び（アクティブラーニング）の確立
- ・点からプロセスによる質保障を重視した高大接続

(3) 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯）

◇社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるように

- ・現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ・学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進

(4) 社会的・職業的自立に向けた力の育成

◇進路への意識向上や雇用状況の改善に向けた取り組みの増加

- ・体系的・系統的なキャリア教育の充実

2 未来への飛躍を実現する人財の養成

(5) 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の育成

◇大学の国際評価力向上

◇英語力の目標を達成した中高生や英語教員の増

- ・外国語教育の強化や留学生交流の拡充等

3 学びのセーフネットの構築

(6) 意欲ある全ての者への学習機会の確保

◇経済状況によらない進学機会の確保

◇家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善

- ・挫折や困難を抱えた子ども、若者の学び直しの機会の充実

(7) 安全・安心な教育研究環境の確保

◇学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少

- ・主体的に行動する態度を育成する防災教育等の安全教育に関する教育

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(8) 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

◇学校と地域の連携・協働体制の構築

◇コミュニティ・スクールの拡充

- ・コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及

2 山形県の動向

第6次山形県教育振興基本計画【平成27年5月】

《基本目標》 **人間力に満ちあふれ 山形の未来をひらく人づくり**

《テーマ》 つなぐ ～いのち、学び、地域～

《目指す人間像》 「いのち」をつなぐ人 学び続ける人 地域とつながる人

広い視野と高い志を持って（全体を貫く基本姿勢）

3 遊佐町の現況

◇遊佐町町民憲章【昭和 55 年 4 月 11 日制定】

遊佐町は、恵み多い鳥海山と日本海と月光川の清流にはぐくまれ、創造性豊かな歴史と文化をもつ田園のまちです。

わたしたちは、このすぐれた風土を愛し、いっそうのお互いのしあわせとまち繁栄をきずくため、ここに町民憲章を定めます。

- ・心と体をきたえ、やすらぎのある家庭をつくります。
- ・思いやりの心を持ち、お互いに助け合います。
- ・きまりを守り、時間を大切にし、良い風習をつくります。
- ・働くことにほこりを持ち、すすんで仕事にはげみます。
- ・自然を大切にし、文化をたかめ、住みよいまちをつくります。

◇町づくり基本条例【平成 19 年 6 月】 or 9 月

「前文」

遊佐町は、恵み多い鳥海山と日本海、そして月光川と日向川の清流にはぐくまれた創造性豊かな歴史と文化をもつ田園のまちとして発展してきました。

一方、厳しい自然や幾多の災害を克服し、公益と開拓の精神をもって今日の繁栄を築いてきた先人たちの英知と努力を忘れてはなりません。

今、新たな分権型社会を構築していくにあたり、私たち町民は、遊佐町を愛し、豊かな自然と共生し、先人たちが積み重ねてきた歴史、文化を次の世代に引き継ぎ、お互いの幸せとまちの繁栄を築いていくため、さらなる町民主体の自治を進めていかなければなりません。

そのためには、町民自らがまちづくりに積極的に参画し、町民と町が情報を共有し、協働による元気のでるまちづくりを進めていくことが必要です。

ここに、私たちは、遊佐町のまちづくりを進めるための基本的な原則を定め、町民主役による自治を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

第2章 まちづくりの基本原則

第3章 町民の権利と責務

- 第4章 町の役割と責務
- 第5章 議会の役割と責務
- 第6章 会議の公開と情報の共有
- 第7章 参画と協働
- 第8章 町民自治組織
- 第9章 町民投票制度
- 第10章 遊佐町まちづくり基本条例の改正

◇遊佐町教育の目標【昭和62年】

「心豊かなたくましい町民の育成」

◇遊佐町教育の期待する人間像【昭和63年】

- 1 先人の築いた町の文化と歴史について理解を深め、これら文化遺産の後継者としての責任と自覚をもった創造性に富む人間 (過去・・・創造)
- 2 日本人としての自覚と国際的視野をもった町民として、郷土を愛し、活力有る地域社会づくりをめざして、互いに協力し合う社会性のある人間 (現在・・・社会性)
- 3 新しい未来の町づくりをめざし、時代の進展と社会の変化に即応し、心身ともに健康でたくましい積極性のある人間 (未来・・・積極性)
- 4 町経済の発展と各種技術の急速な進展のなかにあっても、自然に親しみ、人との心の触れ合いを大切にする人間性豊かな人間 (豊かな人間性)

◇遊佐町教育振興基本計画【平成23年】

【学校教育】

- I 「いのち」輝く子どもの育成
 - 1 「まなび」の充実と自立
 - 2 豊かな心と健やかな体の育成
 - 3 家庭、園・学校、地域の連携
 - 4 地域とともにある元気な学校
 - 5 教育環境の整備、充実

【社会教育】

- II 地域に根ざした豊かな学び
 - 6 生涯学習の充実
 - 7 図書館活動の充実
- III うるおいに満ちた芸術、文化の創造
 - 8 芸術文化活動の推進
 - 9 歴史、文化遺産の保存と活用
- IV 健康ではつらつとした生涯スポーツ

10 スポーツ・レク活動の推進

*教育行政の充実

II 策定のねらい

国際的な状況をはじめ、国や県、町が大きく変わっていかうとしている現状を踏まえ、平成 28 年度に、「第 8 次遊佐町総合発展計画」(平成 29 年度～平成 38 年度)が策定されます

このような時期に、町がこれまで培ってきた教育の成果の上に立ち、新たな課題を整理し、今後の遊佐町の教育のあるべき姿を見据え、長期的な展望を確認することは、町の発展並びに教育の振興に向けて大きな意義があります。遊佐町教育委員会は、「遊佐町教育の目標」・「目指す人間像」の改定(見直し)、並びに、「第 2 次遊佐町教育振興基本計画」(平成 30 年度～平成 39 年度)の策定に着手します。遊佐町の教育が向かうべき方向を明らかにし、重点と具体的な施策を設定し、今後年次毎に計画を策定する際の指標としていきます。

併せて、「生涯学習(社会教育)推進計画」と「スポーツ推進計画」を策定します。

III 「第 2 次遊佐町教育振興基本計画」策定の骨子とスケジュール等

1 計画の期間

平成 30 年度～平成 39 年度の 10 年間

2 「教育の目標」と「期待する人間像」の位置づけ

「教育の目標」・・・遊佐町教育振興基本計画を支える『基本目標』とする
「期待する人間像」・・・「基本目標」の具現に向けた『めざす人間像』とする

3 「第 2 次遊佐町教育振興基本計画」の骨子(案)

(1) 基本目標 「ふるさとを愛し、未来を拓く いのち輝く町民の育成」(原案)

(2) 基本目標の具体化

人・自然・文化が響き合う「学びの里」遊佐の構築

○5大自然、海・山・川・平野・砂丘と湧水

○縄文に発する伝統・文化

○先人の足跡 等

(3) めざす人間像

(4) 基本的方向と基本方針

基本的方向1	【学校（園）教育・家庭教育】 「いのち」輝く子どもの育成
基本方針1	「いのち」の基礎を培う幼児期の教育と子育て支援の推進
基本方針2	「いのち」を尊びよりよい生き方を希求する教育の推進
基本方針3	「いのち」輝いて生きる原動力となる確かな学力の育成
基本方針4	広い視野をもち変化に対応する力の育成
基本方針5	地域全体で子どもたちを育む開かれた学校（コミュニティスクール）の構築
基本方針6	地域全体で子どもたちを健全に育む教育の推進
基本方針7	学校（園）の教育を支える環境の整備

基本的方向2	【社会教育】 「いのち」輝く町民の育成と未来をつなぐまちづくり
基本方針8	全庁的に進める生涯学習の推進
基本方針9	生涯学習環境の基礎づくりの推進
基本方針10	幅広い学習機会の提供
基本方針11	活性化した地域まちづくりの推進
基本方針12	うるおいに満ちた芸術・文化活動の推進
基本方針13	健康と生きがいをつくる生涯スポーツ活動の推進
基本方針14	教育行政の充実

4 策定に係る期間とスケジュール

(1) 期間

平成28年7月～平成30年3月末（平成30年4月1日施行）

(2) スケジュール

◆総合教育会議での協議

「基本計画策定要綱（案）」

及び「基本計画検討委員会設置要綱（案）」の協議（H28.6.）

◆教育委員会議での承認

「基本計画策定要綱」の議決（H28.7.）

「基本計画検討委員会設置要綱」の議決（H28.7.）

◇教育委員会事務局における素案の策定（第1段階）

・アンケート集約作業委託業者の決定

・アンケート内容の決定

○アンケートの実施 H28.9.中

○アンケートの集約、分析 H.28.9～10.

対象等 小・中保護者（学年抽出）

教職員（抽出）

企画課（8次振興計画・人口プラン等で集約のデータを利用できるか）

学習状況調査のデータ H26、H27、H28 等

○「計画」素案の作成

教委事務局 8～11月

○「検討委員会」の立ち上げ H28.11.

・教育委員会からの諮問

・アンケート結果の分析 H28.11.

◇第2次遊佐町教育振興基本計画検討委員会による作業

・H28年11月中をめどに設立、委嘱。第1回会合。

H28.11月 H29.1月 3月 5月 7月 8月 5～6回程度開催

・H29.9.原案確定

・教育委員会議及び総合教育会議の協議で原案決定

・H29.12.内に町民説明会、パブリックコメント等実施

・H30.2 成案なる。

◇H.29.3.に教委議決、総合教育会議で確定

◇H.30.4.施行

第2次遊佐町教育振興基本計画策定要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会情勢の著しい変化に対応して、長期的な展望に立った本町教育行政の基本的方向を明らかにし、計画的な推進を図るための教育計画の策定について、必要な事項を定める。

（名称）

第2条 この計画は、「第2次遊佐町教育振興基本計画」（以下「計画」という。）と称する。

（計画の性格）

第3条 この計画は、遊佐町教育委員会の所管事項を中心に、今後おおむね10年間に取り組むべき本町教育の基本的方向及び各分野における施策の内容と方向を明らかにするものである。

2 この計画は、「遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）」の教育分野に関する具体的計画として位置づけ、また、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置づけるものとする。

（計画の対象・範囲）

第4条 計画の対象・範囲は、町教育委員会の所管事項を中心として、本町教育振興のため必要と認められる教育全般に関する事項とする。

（計画の期間）

第5条 計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標年度とする。

（計画の策定期限）

第6条 この計画は、平成29年度末までの完了を目途とする。

（検討委員会）

第7条 計画の策定について町民の意見を反映させるため、学識経験者、教育関係者等からなる「第2次遊佐町教育振興計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設ける。

（事務局）

第8条 計画を策定するため、検討委員会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

（町長部局との連携）

第9条 計画策定にあたって、町長部局の所管事項と関連するものについては、

町長部局に協力を要請し、十分な連携を図るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月*日から施行する。

第2次遊佐町教育振興基本計画検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 第2次遊佐町教育振興基本計画策定要綱（平成28年7月*日遊佐町教育委員会制定）第7条に基づき、第2次遊佐町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）第2次遊佐町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項
- （2）前号に定めるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討委員会は16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）遊佐町校長会の代表
- （2）遊佐町教頭会の代表
- （3）遊佐町立小中学校PTAの代表
- （4）町内の幼稚園並びに保育園の代表
- （5）町内の幼稚園並びに保育園の保護者の代表
- （6）町づくり協議会の代表
- （7）識見を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選とする。

3 委員長は、検討委員会を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は必要に応じて教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

5 遊佐町教育委員会委員は、検討委員会に出席して、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、遊佐町教育委員会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成28年7月*日から施行し、基本計画の策定をもって効力を失う。

遊佐町教育振興基本計画等の改定に当たって 参酌すべき国・県・町の諸計画

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39~48
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------

文部科学省	第1期	第2期教育振興基本計画
-------	-----	-------------

県教育委員会	第5次山形県教育振興計画	第6次山形県教育振興計画
--------	--------------	--------------

町長部局	第7次振興計画	ゆざ21ハピネスプラン(後期)	第8次振興計画	第9次
	定住促進計画	(新)定住促進計画 ?		
		まち・ひと・しごと創生 遊佐町総合戦略		

町教育委員会	遊佐町教育振興基本計画	平成23年3月策定	↓ 前倒しで改定	教育等に関する施策の大綱も見直し
			第2次遊佐町教育振興基本計画	平成29年 策定
	遊佐町生涯学習基本計画(後期)	平成14年9月改定	第2次遊佐町生涯学習推進計画	平成29年 策定

遊佐町子ども読書活動推進計画	平成27年3月策定
----------------	-----------

遊佐町スポーツ推進計画	平成29年 策定
-------------	----------

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39~48
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------

遊佐町総合発展計画

(第8次遊佐町振興計画)

第1編 序 論

第1章 総合発展計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格と役割

第3節 計画の構成と期間

○基本構想(H29～H38) ○基本計画(前期H29～H33・後期H34～H38)

○実施計画(毎年：3年ローリング)

第2章 遊佐町の概況

S60～H27 国勢調査より(7回分)

第1節 人口・世帯の状況

1 総人口の推移

2 年齢3区分別人口割合の推移

3 世帯数の推移

第2節 産業の状況

1 産業別就業人口割合の推移

第3章 まちづくりをとりまく背景

第1節 人口の予測 (社人研推計より)

第2節 町民ニーズの状況 (意識調査結果より抜粋)

1 遊佐町の誇り・魅力について

2 まちづくりの評価とこれから進むべき方向について

3 遊佐町の将来像について

第3節 社会環境の動向

1 人口減少と地方創生

2 地域経済と雇用情勢

3 貿易自由化による地方産業への影響

4 自然災害と地域防災

5 環境問題と再生可能エネルギー

6 交通インフラの高速化と高度情報化

7 高齢化による社会福祉需要の増加

8 少子化による教育環境の変化

9 規制緩和と地方分権社会

10 公共施設の老朽化と地方財政

第4節 まちづくりの主な課題

(重点プロジェクト&施策の大綱より集約)

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

第1節 理念及び将来像

- (ex. キーワードは「働き場・若者・賑わい、いきいきゆぎの構築」、
テーマは「子どもたちに夢を」、
合言葉は「オール遊佐の英知(町民力)を結集」)

第2節 基本目標

1 働き場の確保、産業振興、観光 「働き場をつくり稼ぎを生み出す」

- ex. ◇ 企業誘致、雇用対策 「雇用の安定と就労環境の充実」
◇ 農林水産業、商工業、6次産業 「所得の向上と後継者育成」
◇ 観光(地域資源) 「地域資源を活かした観光振興」

2 移住・定住、回帰支援 「若者の住み続けたいを応援します」

- ex. ◇ 空き家・空き地活用、若者住宅建設 「住む場所あります、つくります」
◇ 移住者受入、定住促進、回帰支援、ふるさと町民、地元高校存続支援
「行きづらいけど、生きやすい」

3 結婚、子育て、健康福祉 「みんなにやさしいまちづくり」

- ex. ◇ 結婚、妊娠、出産、子育て支援 「子育てが楽しいまちづくり」
◇ 保健、地域医療、介護 「健康長寿のまちづくり」
◇ 社会保障、高齢者支援、障がい者支援(共生社会)、地域福祉
「みんなで助け合うまちづくり」

4 安全・安心、生活環境、インフラ整備 「みなさんの快適な暮らしを守ります」

- ex. ◇ 消防、防災、防犯、消費者保護、交通安全、雪対策 「安心して暮らせるまちづくり」
◇ 再生可能エネルギー、環境衛生、上・下水道、水資源 「環境重視のまちづくり」
◇ 道路、公園、橋梁、公共交通、情報化 「便利で住みやすいまちづくり」

5 教育、文化、国際交流 「子どもたちに夢を、そして世界へ」

- ex. ◇ 学校教育、社会教育、生涯学習、生涯スポーツ、郷土愛 「進んで学び、躍動、感動」
◇ 青少年健全育成、国内外交流 「未来を見つめ、世界をつなごう」
◇ 芸術文化、文化財、ジオパーク 「輝く郷土を次世代に」

6 町民参加、開かれた町政、広域連携 「賑わいのある地域社会をめざして」

- ex. ◇ 町民参加、男女共同参画、協働のまちづくり 「町民総活躍社会をめざして」
◇ 情報発信、情報公開、行財政改革、ふるさと納税、庁舎改築
「開かれた町政をめざして」
◇ 地域間連携、官民連携 「地域間連携、官民連携をめざして」

第2章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口 (H38の将来人口を設定)

第2節 財政フレーム (H38の財政規模)

第3節 土地利用構想 (既存の土地利用計画のゾーニング程度で)

第3章 施策の大綱

第1節 働き場をつくり稼ぎを生み出す《産業振興》

- 1 雇用の安定と就労環境の充実
 - ◆ 企業誘致 ◆ 雇用対策
- 2 所得の向上と後継者育成
 - ◆ 農林水産業 ◆ 商工業 ◆ 6次産業
- 3 地域資源を活かした観光振興
 - ◆ 観光（地域資源）

第2節 若者の住み続けたいを応援します《移住・定住》

- 1 住む場所あります、つくります
 - ◆ 空き家・空き地活用 ◆ 若者住宅建設
- 2 行きづらいけど、生きやすい
 - ◆ 移住者受入 ◆ 定住促進 ◆ 回帰支援 ◆ ふるさと町民 ◆ 地元高校存続支援

第3節 みんなにやさしいまちづくり《健康・福祉》

- 1 子育てが楽しいまちづくり
 - ◆ 結婚 ◆ 妊娠 ◆ 出産 ◆ 子育て支援
- 2 健康長寿のまちづくり
 - ◆ 保健 ◆ 地域医療 ◆ 介護
- 3 みんなで助け合うまちづくり
 - ◆ 社会保障 ◆ 高齢者支援 ◆ 障がい者支援（共生社会） ◆ 地域福祉

第4節 みなさんの快適な暮らしを守ります《防災・環境》

- 1 安心して暮らせるまちづくり
 - ◆ 消防 ◆ 防災 ◆ 防犯 ◆ 消費者保護 ◆ 交通安全 ◆ 雪対策
- 2 環境豊穡のまちづくり
 - ◆ 再生可能エネルギー ◆ 環境衛生 ◆ 上・下水道 ◆ 水資源
- 3 便利で住みやすいまちづくり
 - ◆ 道路 ◆ 公園 ◆ 橋梁 ◆ 公共交通 ◆ 情報化

第5節 子どもたちに夢を、そして世界へ《教育・文化》

- 1 進んで学び、躍動、感動
 - ◆ 学校教育 ◆ 社会教育 ◆ 生涯学習 ◆ 生涯スポーツ ◆ 郷土愛
- 2 未来を見つめ、世界をつなごう
 - ◆ 青少年健全育成 ◆ 国内外交流
- 3 輝く郷土を次世代に
 - ◆ 芸術文化 ◆ 文化財 ◆ ジオパーク

第6節 賑わいのある地域社会をめざして《町民参画・連携》

- 1 町民総活躍社会をめざして
 - ◆ 町民参加 ◆ 男女共同参画 ◆ 協働のまちづくり

2 開かれた町政をめざして

◆ 情報発信 ◆ 情報公開 ◆ 行財政改革 ◆ ふるさと納税 ◆ 庁舎改装

3 地域間連携、市民連携をめざして

◆ 地域間連携 ◆ 市民連携

第3編 基本計画

第1章 働き場をつくり稼ぎを生み出す《産業振興》

第1節 雇用の安定と就労環境の充実

第2節

第2章

第1節

資料編

平成28年度 遊佐町総合発展計画策定スケジュール(案)

H28.5.27

作業項目		プロジェクト会議	策定課長会議	振興審議会	議会・町民等
基本構想(案)の作成・検討		5/19 第1回 序論・基本構想の章立て等の骨格について 計画策定作業の進め方	5/27 第1回 序論・基本構想の章立て等の骨格について		
		6/14 第2回 6/17 第3回 基本構想素案の検討 (理念及び将来像、人口フレーム)	6/21 第2回 6/28 第3回 基本構想素案の検討	6/24 第1回 計画策定の諮問 基本構想素案の説明、 検討	6/27 全員協議会 基本構想素案の説明
		6/22 第4回 基本計画素案の作成			
		6/29 第5回 基本計画素案の検討	7/6 第4回 基本構想素案、基本計画素案の検討	7/19 第2回 基本構想素案の検討 集約 計画策定の中間答申	
		8/5 第1期実施計画案の作成依頼	7/21 第5回 8/5 第6回 基本計画素案の検討	8/9 第3回 基本構想素案の補強 修正承認、基本計画素案の検討	7/27 全員協議会 基本計画素案の説明 パフコメ
				8/30 第4回 基本計画素案の検討 集約	
		第1期実施計画案ヒアリング 9/月上旬 係長 9/月下旬 課長	9/28 第7回 基本構想・基本計画最終案の決定	9/21 第5回 基本構想・基本計画最終案の検討 計画策定の答申	9/6 定例会へ提案・議決
			10/26 第8回 第1期実施計画案の検討	10/28 第6回 第1期実施計画の諮問	各地区説明会 (区長会全体会) 完成版関係者配布 ダイジェスト版全世帯配布
		12/13 第8回 第1期実施計画の決定	12/8 第7回 第1期実施計画の答申		

※ 6月以降の月日は、おおよその目安ですので、適宜変更いたします。

「遊佐町生涯学習推進計画（仮）」「遊佐町スポーツ推進計画（仮）」
策定スケジュール（案）

H28.5.26 遊佐町教育委員会教育課社会教育係

「遊佐町生涯学習推進計画（仮）」「遊佐町スポーツ推進計画（仮）」の策定につきましては、平成28年度、平成29年度の2カ年での策定を想定しております。

「遊佐町生涯学習推進計画（仮）」の策定にあたっては、社会教育委員会議を諮問機関と位置づけ、下記のスケジュールにより策定作業を進めます。

日程	遊佐町生涯学習 推進計画（仮）	遊佐町スポーツ 推進計画（仮）	【参考】 第2次遊佐町教育 振興基本計画 （予定）	【参考】 第8次遊佐町 総合発展計画 （予定）
H28 5月	第1回社会教育委員会議 （意識調査内容確認）			基本構想案、計画 案策定
6月	意識調査内容への意見取 りまとめ	第1回スポーツ推進審議 会（意識調査内容確認、 意見取りまとめ）	教育委員会議・総 合教育会議 策定要綱、策定計 画決定	
7月	・意識調査票発送・取りまとめ ※小学生～高校生については、別途アンケートを作 成し、学校をとおして配布・取りまとめ ※スポーツ推進計画については、関係団体用の調査 票を作成し送付。 ・調査内容の分析（教育委員会・業者による）			・基本構想案、計 画案検討 ・振興審議会中間 答申 ・パブリックコメ ント
8月			第1回策定協議会 （要綱確認、スケ ジュール決定・意 識調査内容決定） 意識調査票発送	意見集約、案修正
9月				・最終案決定 ・最終答申 ・議会定例会提案
10月	第2回社会教育委員会議 （分析結果確認、検討）	第2回スポーツ推進審議 会（分析結果確認、検討）	調査内容の分析、 まとめ	・地区説明会 ・完全版、ダイ ジェスト版配布
11月	意識調査報告書案作成（業者による）		第2回策定協議会	
12月				計画策定後、実施 計画（3年間計 画）、次年度予算を 作成し、平成29 年度より振興計画 に基づいた事業を 実施。
H29 1月	意識調査報告書完成（業者による）		第3回策定協議会	
2月	・第3回社会教育委員会議 （意識調査報告書に基づ く計画策定に向けた意見 交換）	第3回スポーツ推進審議 会（意識調査報告書に基づ く計画策定に向けた意 見交換）		

	・教育委員会報告書提出 ・意識調査報告書の公開	・教育委員会報告書提出 ・意識調査報告書の公開		
3月	計画案作成（教育委員会・業者による）		第4回策定協議会	
4月				
5月	第1回社会教育委員会議 （計画案内容検討）	第1回スポーツ推進審議 会（計画案内容検討）	第5回策定協議会	
6月	庁舎内検討委員会 （関係各課から確認）	関係団体への説明、意見 集約	教育委員会議・総 合教育会議	
7月	計画案修正（修正案作成）		町民説明	
8月			町民説明	
9月	第2回社会教育委員会議 （修正案検討）	第2回スポーツ推進審議 会（修正案検討）	第6回策定協議会	
10月	案修正		第7回策定協議会 （答申）	
11月	パブリックコメント		教育委員会議・総 合教育会議	
12月	第3回社会教育委員会議 （最終案決定・答申）	第3回スポーツ推進審議 会（最終案決定・答申）	・計画決定 ・計画製本	
H30 1月	課長会議、教育委員会 上程（計画決定）			
2月	第4回社会教育委員会議 （最終報告）	第4回スポーツ推進審議 会（最終報告）		
3月	製本、配布		議会定例会に提出	

※「第2次遊佐町教育振興基本計画」「第8次遊佐町総合発展計画」のスケジュールにつきましては、作業の進捗状況、関係機関等との調整により変更する場合があります。

遊佐町生涯学習推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会教育法（平成27年法律第46号）第17条第1項第2号の規定に基づき、遊佐町における生涯学習の推進を図る遊佐町生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定および推進のため、遊佐町生涯学習推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 資料の収集その他計画の策定に必要な調査に関すること。
- (3) 計画の推進に係る各所属の調整に関すること。
- (4) その他基本計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員長代理及び委員により組織する。

- 2 委員長は、教育課長をもってあて、委員長代理は委員から委員長が予め指名するものとする。
- 3 委員は町の職員のうちから町長が命ずる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育課社会教育係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

「遊佐町生涯学習に関する町民意識調査」の実施について

1. 実施のねらい

社会動向や様々な地域課題等をめぐる状況が変化している中で、町民の生涯学習に対する意識変化や学びのニーズ、主体的な活動意欲等を把握し、遊佐町生涯学習推進計画、遊佐町スポーツ推進計画の基礎資料とするとともに、総合的な生涯学習施策に活用することを目的として実施する。

この調査結果をもとに、本町の生涯学習に対する取り組みのあり方や学びに関する満足度等を検証し、さらには、基本的な方向性や施策等に町民の視点を反映させることにより学習活動に積極的な参画を図る。

2. 調査対象および対象数

- (1) 町 民 1, 500人 ※町内在住の18歳以上80歳未満までの男女を住民基本台帳から層化無作為抽出
(年齢構成比、男女比)
- (2) 関係団体 ※社会教育法に基づく関係団体(施設利用者)およびスポーツ関係団体より抽出
- (3) 小中高校生 ※小学4年生～町内に居住する高校生

3. 調査内容

(別紙による。(案))

※生涯学習(スポーツ含む)の実施状況、施設、推進施策等について

4. 調査期間

平成28年7月1日～7月15日

5. 調査方法

郵便配布し、返信用封筒により郵便回収をする。

小中学生においては、9月を目途に学校へ直接依頼し回収する。

6. 報告書の作成

町民の生涯学習活動の現状と意向の把握を中心としているが、特に、生涯学習活動の成果がどの程度社会活動に活かされているか、また、人とのつながりが活動にどのような傾向をもっているかを新たな視点に加え、総合的な分析及び調査報告書を作成する。報告書の作成は、平成28年11月までとし、これを踏まえて教育委員会議や社会教育委員会議の意見を聴取したうえで計画策定に反映させる。

■文化財保護審議会

- ・町文化財指定「平津の弥皿行事」(11月答申予定)

■国指定史跡鳥海山

- ・追加指定について国の文化審議会の答申(6/17)
龍頭寺境内
吹浦口登拝道(貉堂)
- ・現状変更許可申請
式年造営(鳥海山大物忌神社)、
蕨岡口ノ宮境内地に上寺案内看板設置(蕨岡まち協)
御浜公衆トイレ(役場企画課観光物産係)

■国指定名勝おくのほそ道の風景地三崎

- ・保存活用計画策定準備
にかほ市が事業主体で国庫補助申請、遊佐町は負担金を支出

■民俗芸能

- ・杉沢比山連中 荘内銀行ふるさと創造基金地域貢献大賞受賞(6/1授賞式)
- ・杉沢比山現地奉納公演(8/6仕組、8/15本舞、8/20神送)
- ・遊佐町民俗芸能公演会(10/23)
招聘団体
 - ・ユネスコ世界文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」登録申請中
 - ・米川の水かぶり(宮城県登米市)
 - ・男鹿のアマハゲ(秋田県男鹿市)
 - ・鬼首神楽(宮城県大崎市)

■埋蔵文化財

- ・旧菅里中からの移転、出土品整理、台帳整備
- ・職員研修(4/2「縄文人からの伝言を聴く」岡村道雄氏)
- ・吹浦小学校出前授業(4/28「縄文人からの伝言を聴こう」岡村道雄)
- ・杉沢の土偶の奈良国立博物館からの里帰り展示(10-3月)
- ・小山崎遺跡の出土品貸出し展示
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館(高畠町 9/17-12/4)
由利本荘市修身館(9/17-11/13)
奈良国立博物館(11月下旬-未定)
- ・小山崎遺跡シンポジウム開催(11月)
- ・パーキングエリアタウン建設予定地試掘(10月～)

■ゆざ学公開講座

- ・北目菅原家文書学習会(5/21)
- ・蕨岡で考える文化・文化財(6/28)
- ・ゆざ学公開講座、教職員向け地域素材研修会(8/4)

平成 27 年度 遊佐高校支援の会 就学支援事業実績

【支出】

	項 目	支出額	内容等
1	就学支援金 @70,000 円	2,800,000 円	平成 28 年度入学予定者への給付 40 人 ※平 27.7.31 学校説明会 53 人
2	介護職員初任者 研修受講支援金 @25,000 円	275,000 円	遊佐町社会福祉協議会が実施する研修会を受講する生徒への給付 11 人
3	進路指導補助費	486,000 円	平成 26 年度の P T A 会費収入額を基準として、平成 27 年度の会費収入減少額を遊佐高校後援会へ補助。 (P T A 会費で維持する進路指導補助に従事する臨時職員の勤務時間数確保のため)
4	学習活動支援費	391,530 円	校外学習時の移動バス等の支援 9 件 内訳：①演劇鑑賞教室、②図書委員研修会、③体操フロアマット運搬、④遊佐の自然と文化学習、⑤P T A 模擬面接、⑥水の郷シンポ、⑦郷土探訪、⑧町紹介動画作成、⑨デュアル実践面接
5	事業推進費	249,870 円	チラシ、ポスター99,360 円 デュアル実践啓発のぼり旗・ポール 102,540 円 振込手数料 46,440 円 事業推進用消耗品 1,530
6	通学支援費 (通学タクシー 運行)	373,676 円	八幡地区及び平田地区在住生徒を対象に利用希望調査を実施。その結果を基に、平成 27 年 12 月から 1 路線(下安田-八幡-学校)を授業日に運行。 利用 3 人 運行費 370,220 円 振込手数料 3,456 円
7	キャリアアップ 支援費 @60,000 円	911,880 円	キャリア実現のための普通自動車運転免許取得支援。対象：3 年生 18 人 給付人数 15 人 支援費 900,000 円 振込手数料 11,880
	事業費計	5,487,956 円	

【収入】

1	遊佐町補助金	4,226,000 円	支出1～5分
		348,176 円	通学支援費分
		911,880 円	キャリアアップ支援費分
		5,486,056 円	補助金計
2	利用者負担金	25,500 円	通学支援利用者負担金 3人
3	繰越金	22,594 円	前年度繰越金
4	雑入	134 円	預金利息
5	収入計	5,534,284 円	

【収支差引】

$$5,534,284 \text{ 円} - 5,487,956 \text{ 円} = 46,328 \text{ 円}$$

次年度へ繰越

■今後の予定

遊佐高校支援の会 平成28年度総会

日時 平成28年7月11日 午前10時～11時30分

場所 生涯学習センター 会議室

内容 平成27年度事業、決算報告

平成28年度事業計画、予算案

支援事業の充実について（新たな要望事項等）